

奈良県訓令第十二号

農林部

奈良県職務育成品種規程（昭和五十七年十一月奈良県訓令甲第七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第五号中「農業総合センター」を「農業研究開発センター」に改める。